

学校給食物資納入の手引き

(令和6～令和8年度)

三原市教育委員会

(学校給食課)

〒729-0324

三原市糸崎九丁目1番1号

三原市教育委員会 学校給食課

TEL 0848-68-0149

FAX 0848-68-0167

E-Mail kyushoku@city.mihara.hiroshima.jp

目 次

第 1 はじめに

- 1 この手引きの趣旨 P.1
- 2 この手引きの対象となる契約 P.1

第 2 業者登録

- 1 三原市（教育委員会）への業者登録 P.1
- 2 登録の資格要件 P.1
- 3 申請書の交付 P.2
- 4 申請書の受付 P.2
- 5 申請方法 P.2
- 6 資格審査及び登録等 P.3
- 7 登録の有効期間 P.3
- 8 申請事項の変更 P.3
- 9 登録の取消し P.3
- 10 その他 P.3

第 3 学校給食物資売買基本契約の締結

- 1 学校給食物資売買基本契約の締結（共同調理場のみ） . P.4

第 4 納入業者の決定

- 1 見積書の提出（共同調理場のみ） P.4
- 2 納入業者の決定 P.4
- 3 納品数の確定（共同調理場のみ） P.5

第 5 給食物資の納入

- 1 納入の時期 P.5
- 2 納入時の検収 P.5
- 3 不良品の対応 P.6

第 6 給食物資の代金の請求、支払い

- 1 給食物資の代金の請求 P.6
- 2 給食物資の代金の支払い P.6

参考資料・様式等

- 参考 1 請求書 P.7
- 参考 2 仕入一覧表 P.8
- 別表 1 一般物資品目細分表 P.9
- 別表 2 営業上必要とする資格（参考） P.10
- 別表 3 申請書提出要領 P.11

- 様式 1 学校給食物資納入資格業者登録申請書
- 様式 2 営業規模概況調書
- 様式 3 市税の納税証明書
- 様式 4 変更届

第1 はじめに

1 この手引きの趣旨

この手引きは、適切に給食物資を納入していただくために必要な手続き等を示しているものです。手続きしていない場合には、給食物資を納入していただくことができないこともありますので十分に確認してください。

2 この手引きの対象となる契約

この手引きにおける契約の対象となるのは、学校給食（市内公立小・中学校及び本郷幼稚園・田野浦幼稚園における給食をいい、市内公立保育所・幼保連携型認定こども園は除きます。）に関する給食物資の納入のみです。対象となる給食物資については次のとおりです。

- (1) 生鮮野菜等 生鮮野菜、生鮮果物のことです。
- (2) 一般物資 肉類、魚介類、調味料、加工食品等です。具体的な品目については、別表1「一般物資品目細分表」(P.9)を確認してください。

なお、市の契約における一般的な物品調達等・業務委託に関する契約（以下「一般的契約」といいます。）については、三原市財務部契約課が担当しています。

第2 業者登録

1 三原市（教育委員会）への業者登録

学校給食に関する給食物資を納入するためには、学校給食物資納入資格業者として事前に三原市（教育委員会）に登録されていることが必要です。なお、この業者登録は、一般的契約における業者登録とは別の手続きとなりますので、給食物資を納入するためには必ずこの登録をしてください。

2 登録の資格要件

次のいずれにも該当していないと登録できません。

- (1) 県内に本店、支店、製造工場、営業所等を有していること。
- (2) 製造業者、卸売業者又は小売業者であること。
- (3) 納入物資への異物混入等の緊急時に直ちに対応できる体制が整っていること。
- (4) 引き続き1年以上事業を営んでいること。なお、新たに組合等を組織して登録しようとする場合は、各組合員等が全員引き続き1年以上事業を営んでいること。
- (5) 営業施設と納入しようとする給食物資の衛生管理及び従業員に対する健康管理が十分行われていること。
- (6) 給食物資の仕入れや製造加工、搬送能力が十分にあり、市が指示した期日、時刻、場所に確実に納入できる能力を有すること。
- (7) 三原市に納付すべき市税（法人市民税、市民税、固定資産税、国民健康保険税等）を滞納していないこと。
- (8) 営業に関して法令上資格を要する業種にあつては、その資格を有していること。

3 申請書の交付

三原市のホームページ (<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/>) の教育委員会学校給食課のページから、本手引きと申請書（添付書類も含まれます。）がダウンロードできます。（ダウンロードができない場合は、各調理場でも配布しています。）

4 申請書の受付

（1）受付期間

ア 令和6年4月から給食物資を納入希望の場合

令和6年1月15日（月）から令和6年1月31日（水）まで

イ その他の場合

随時受け付けます。

※ただし、土・日・祝日を除く8時30分～16時30分の間

※郵送での申請の場合は、受付期間内の消印があるものまでを有効とします。

※受付期間は変更になる場合があります。

（2）受付場所

東部共同調理場・西部共同調理場・北部共同調理場・鷺浦小学校・本郷幼稚園

（3）郵送又は電子メールの場合の宛先

郵送先及び電子メールのアドレスは手引きの表紙に記載しています。

5 申請方法

申請書及び添付書類は、上記受付場所へ持参、郵送又は電子メール（市税の納税証明書は必ず持参又は郵送すること）の方法により提出してください。確認のうえ、提出書類に不備がなければ申請書を受理します。なお、申請に必要な書類は次のとおりです。

（1）申請書（様式1）

（2）営業規模概況調書（様式2）

（3）市税の納税証明書（様式3-1。必ず三原市で証明を受けてください。）

（4）営業上必要とする食品衛生関係法令の許可証、認定証（別表2）の写し（営業上必要な場合に限ります。）

（5）許可証、認定証の写しを提出する場合は、食品衛生監視票の写し（6年以内のもの）

（6）許可証、認定証を提出しない場合は、給食物資の衛生管理及び健康管理が適切に行われていることを証するものとして、次に掲げるもののいずれか1種類の写し（ある場合に限ります。）

ア 自主点検記録簿（1年以内のもの）

イ 自社基準の点検記録（1年以内のもの）

ウ 衛生管理及び健康管理に関する記録（1年以内のもの）

（7）債権者登録申請書（市に債権者登録（市からの支払いを振り込む口座登録）をしていない場合に限ります。）

※必要書類の添付漏れ、記入漏れ等がある場合は受理できませんので、提出要領（別表3（P.11））をよく確認してください。

※（6）の様式については、参考様式を広島県のホームページからダウンロードできま

す。必要に応じて様式を修正して使用してください。施設や給食物資の衛生管理、従業員の健康管理をチェックするものとして、事業者の自主的な点検をお願いします。

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/168/syokuhin-eiseikannri.html>)

6 資格審査及び登録等

申請書を受理した後は、教育委員会において登録の適否を審査します。その結果、登録することを認めた場合は、登録業者名簿に登録します。また、登録することが認められなかった場合は登録不承認書により通知します。

7 登録の有効期間

教育委員会が登録を承認した日から令和9年3月31日までです。

8 申請事項の変更

登録業者名簿に登録された後に、申請内容に変更があった場合は、速やかに変更届（様式4）に必要書類を添付して、学校給食課へ提出してください。

9 登録の取消し

(1) 登録業者名簿に登録された後に、登録者が次のいずれかに該当することになった場合は、一定の期間登録を取り消します。

ア 第2の2の資格要件に該当しなくなったとき。

イ 申請の内容（添付書類を含みます。）に虚偽の記載があったとき。

ウ 成年被後見人・被保佐人又は破産者となったとき。

エ 地方自治法施行令第167条の11第1項の規定により準用される同令第167条の4第2項の規定に該当することが判明したとき。

オ 前各号に掲げるもののほか、教育長が登録業者として不相当と認めたとき。

(2) 既に給食物資を納入することが決まっていた場合でも、上記ア～オに該当することになった場合は、その納入を停止することがあります。この場合において、発生した損害は教育委員会では補償しませんのでご承知置きください。

10 その他

(1) 申請に当たっては、登録業者名簿に登録された場合は、教育委員会がそれを公表することについて同意したうえで行ってください。なお、公表する項目は事業者の名称、住所、代表者職氏名、連絡先、納入を希望する品目及び施設です。

(2) 申請内容について、教育委員会が実態を調査することがあります。

(3) 資格審査に関して必要があるときは、提出書類のほかにも資料の提出又は説明を求めることがあります。

第3 学校給食物資売買基本契約の締結

1 学校給食物資売買基本契約の締結（共同調理場のみ）

共同調理場で扱う給食物資は量が多いため、その購入金額も多額になります。そのため毎年度当初に物資の売買に関する基本契約を三原市と納入希望業者との間で締結します。この契約は、実際に物資を納入するか否かにかかわらず、各共同調理場に納入を希望される全ての業者が対象となります。

第4 納入業者の決定

1 見積書の提出（共同調理場のみ）

(1) 見積書の提出時期 生鮮野菜等と一般物資にわけて見積を徴取します。見積を徴取する時期は、次のとおりです。

ア 生鮮野菜等 毎月（当月使用する野菜の見積を、原則前月の10日までに提出していただくようになります。）

イ 一般物資 半年ごと（4～9月、10～3月分使用する一般物資の見積を、原則2月20日又は8月20日までに提出していただくようになります。）

(2) 見積書の提出方法 見積書の提出方法については、各共同調理場から事前に品名、規格、使用予定数量等を記載した書類を郵送、FAX又は電子メールにより送付しますので、必要事項を記入し、各共同調理場まで郵送又は持参により提出（会社印又は代表者印を必ず押印）してください。

2 納入業者の決定

(1) 共同調理場の場合 各共同調理場で次のように納入業者及び価格を決定します。

ア 納入業者の決定順位 地産地消及び食の安全を推進するため、原則として次のとおりとします。ただし、給食の献立や給食費の残額状況により、この決定内容によらずして発注することがあります。

(ア) 生鮮野菜等 見積書の提出期限内に提出いただいた登録業者の中から、次の順により納入業者を決定します。

第1順位 市内産の給食物資の価格を提示した者（当該者が2者以上いる場合においては、最低価格を提示した者）

第2順位 第1順位に該当する者がいない場合において、最低価格を提示した者

(イ) 一般物資 見積書の提出期限内に提出いただいた登録業者の中から、次の順により納入業者を決定します。

第1順位 産地の指定がない場合において、市内産の給食物資の価格を提示した者（当該者が2者以上いる場合においては、最低価格を提示した者）

第2順位 産地の指定がない場合において、市内産の給食物資を提示した者がいないときは、県内産の給食物資の最低価格を提示した者

第3順位 産地の指定がない場合において、県内産の給食物資を提示した者がいないときは、国内産の給食物資の最低価格を提示した者

第4順位 産地の指定がない場合において、国内産の給食物資を提示した者がいないときは、最低価格を提示した者

イ 同価格が提示されたとき 順位を決定する場合において、当該順位に該当する価格を提示した者が2者以上いる場合はくじにより納入業者を決定します。

ウ 決定の通知 ア及びイにより納入業者が決定した場合は、その旨を各共同調理場から通知します。

エ 決定内容の公表 納入業者及び価格が決定した場合は、各共同調理場でそれらの内容について閲覧に供します。

オ 辞退等があった場合の繰上げ 納入業者決定後に、天候不順等のやむを得ない理由により納入辞退の申出等があった場合は、くじ引きに外れた者、最低価格の次に低い価格を提示した者など、決定業者の次の順位に該当する者を繰り上げて納入業者とします。

(2) 単独調理場の場合

それぞれの施設に納入を希望されている登録業者に、納入日時、規格及び数量を記載した注文票により直接発注依頼を行います。納入する給食物資によっては、事前に見積書を提出していただく場合があります。

(3) 共通事項

納入する給食物資によっては、成分表、製造工程表、微生物検査結果、理化学検査結果等を提出していただく場合があります。

3 納品数の確定（共同調理場のみ）

前月の20日ごろには当月に使用する給食物資の必要量が確定します。その場合には、決定した納入業者に対して納入日時、規格及び数量を記載した注文票をFAXで送付します。

ただし、注文票送付後においても、気象警報発令等における学校の臨時休校等により給食が中止になった場合などは、協議のうえ納入量を変更することがあります。

第5 給食物資の納入

1 納入の時期

各調理場からの注文票により、指定された日時に指定された規格及び数量の給食物資を納入していただきます。この際、必ず納品書が必要となりますので準備をお願いします。

2 納入時の検収

給食物資の納入時には、共同調理場の場長又は各調理場の検収責任者と、納入業者との双方立会いのもとで検収を行い、検収に合格したものが納品されます。検収の内容は概ね次のとおりですが、場長又は検収責任者の指示に従ってください。

(1) 注文票と納品書を照合すること。

(2) 注文票に基づき給食物資の規格及び数量を確認すること。

(3) 次の事項を確認すること。

- ア 製造業者及び所在地並びに生産地
- イ 品質、鮮度及び品温
- ウ 箱・袋の汚れ・破れその他の包装容器等の状況
- エ 異物混入及び悪臭の有無
- オ 消費期限又は賞味期限、製造年月日及び年月日表示
- カ ロット番号その他のロットに関する情報

3 不良品の対応

検収時に不合格とされたものは、場長又は検収責任者の指示に従い直ちに交換・補充などの対応をしてください。また、検収後も調理中や給食提供時に異常等が発見された場合は、各調理場からの指示に従い必要な対応をしてください。

第6 給食物資の代金の請求、支払い

1 給食物資の代金の請求

(1) 請求の方法

給食物資の代金の請求は、1か月（納入した月の1日～末日です。使用月ではありません。）ごとに、給食物資を納入した調理場単位で、当該月に実際に納入した数量により請求書を提出することで行ってください。請求書は翌月5日までに納入した各調理場に提出してください。

なお、請求書等の様式は納入業者が使用しているものでも問題ありませんが、三原市のホームページからも請求書の参考様式がダウンロードできます。

(2) 請求に関する注意事項

請求書には、必ず次のことを記載してください。未記載の場合、支払いができないことがあります、再提出していただく場合があります。

- ア 納品した月と納品した調理場
- イ 納品した給食物資の品名、数量、単価など、請求金額の内訳
- ウ 請求者の住所、氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名）
- エ 印鑑（法人の場合は代表者職印）

(3) 請求に関するお願い

支払い事務の効率化を図るため、参考資料（P.7～P.8）の請求書及び仕入一覧表を、上記請求書に代わり提出していただくこともできます。ご協力をお願いします。

2 給食物資の代金の支払い

上記の請求書の提出を受けてから、各調理場で内容を確認後、学校給食課において支払い手続きをし、原則月末までに市に登録していただいている金融機関口座に振り込みます。

請 求 書

参考 1

請求金額	¥1,341,910	納入 令和 年 月 日		
内 訳	●●調理場 学校給食物資			
品 名	数 量	単 価		
金額 (税込・税抜)	税率 (%)	摘 要		
令和○年 4 月分		¥1,341,910		
		8		
合 計 (税込・税抜)	税率 8%対象	¥1,341,910		
	税率 %対象	消費税額 ¥99,400		
三 原 市 長 様 登録番号 T○○○○○○○○○○○○○○○○ 住所 三原市●● 株式会社 三原商事 令和 年 月 日 氏名 株式会社三原商事之印 代表者 本郷 大和 代表 者印 上記のとおり請求します。				
振 込 先	フリガナ			
	口座名義人			
	金融 機関 名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店名	
		預金 種目	1. 普通・総合 2. 当座 4. 貯蓄 9. その他 ()	口座番号
ゆうちょ銀行	記 号	番 号		

税込で記載の場合は、
内消費税額を記載。

代表者印は
必ず押印

○債権者登録している場合は、振込先の記入は不要です。

一 般 物 資 品 目 細 分 表

番号	登録品目	具体的な給食物資の品名
3	穀類	はと麦・精白米・もち米
	粉類	小麦粉・でん粉・パン粉・米粉
	製品	ふ・春雨・ビーフン・スパゲティ・マカロニ・うどん・中華麺・おこめん・白玉団子・白飯・米粉パン
4	砂糖類	三温糖・白砂糖・黒砂糖・はちみつ
	調味料	塩・酒・酢・みりん・ワイン・トマトピューレ・味噌・醤油 ケチャップ・豆板醤
	香辛料	こしょう・唐辛子・カレー粉
5	豆類	小豆・手亡豆・金時豆・大豆
	大豆製品	木綿豆腐・冷凍豆腐・焼き豆腐・油揚げ・厚揚げ・納豆
	種実類	胡麻・アーモンド・ピーナッツ
6	野菜類（処理済）	下処理済野菜・冷凍野菜・加工品・切干大根・ かぼちゃ、にんじん、たけのこ（各処理済）
	芋類（処理済）	こんにゃく・里芋、さつま芋、じゃが芋（各処理済）
7	果実類（処理済）	冷凍果物・ドライフルーツ・加工品
8	きのこ	下処理きのこ・干し椎茸・マッシュルーム
	藻類	青海苔・昆布・乾燥わかめ
9	魚介類	魚類・貝類・甲殻類
	魚介加工品	ツナ・煮干・かつお節・竹輪
10	肉類	生肉・バラ凍結肉・冷凍肉
	肉加工品	ベーコン・ハム・フランクフルト
11	卵	冷凍液卵・うずら卵・ダイス卵・鶏卵
	乳製品	牛乳・生クリーム・ヨーグルト・チーズ
12	油脂類	油・バター
13	その他	既製品（ハンバーグ等）・デザート類（個別ヨーグルト、プリン、各種ゼリー等）・ジャム類

注1 この表の番号は、申請書の登録品目の番号に対応しています。

注2 具体的な給食物資の品名は一例を示すものです。実際に見積を徴取する際には、ここに記載されていない品名のものもあります。

営業上必要とする資格（参考）

1 営業に際し食品衛生法に基づく許可が必要な業種

業種	定義及び対象
菓子製造業	パン製造業及びあん類製造業を含み、食品衛生法施行令第 35 条第 26 号（複合型そうざい製造業）及び第 28 号（複合型冷凍食品製造業）の営業を除く。
乳製品製造業	乳等省令第 2 条第 12 項に規定する乳製品（クリーム、バター、バターオイル、チーズ、濃縮ホエイ等）及び同条第 40 項に規定する乳酸菌飲料のうち、無脂肪固形分 3.0%未満を含むものの製造をする営業。
食肉処理業	食用に供する目的で鶏，あひる，七面鳥その他一般に食用に供する家きん以外の鳥，若しくは牛，馬，豚，めん羊及び山羊以外の獣畜をと殺し，若しくは解体し，又は解体された鳥獣の肉，内臓等を分割し，若しくは細切する営業（複合型そうざい製造業または複合型冷凍食品製造業に該当するものを除く。）。
食肉販売業	鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）を販売する営業であり、食肉を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売するものを除くこと。
魚介類販売業	店舗（自動車を含む）を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む）を販売する営業。無包装の魚介類をそのまま販売する営業。
みそ又はしょうゆ製造業	みそ若しくはしょうゆを製造する営業又はこれらと併せてこれらを主原料とする食品を製造する営業。
密封包装食品製造	密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品）であって、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないもの（食酢及びはちみつを除く）を製造する営業。
豆腐製造業	豆腐を製造する営業又は豆腐と併せて豆腐若しくは豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品（焼豆腐、油揚げ、生揚げ、がんもどき、ゆば、凍り豆腐、豆乳、おからドーナツ等）を製造する営業。
麺類製造業	生めん、ゆでめん、乾めん、そば、マカロニ等を製造する営業。

2 営業に際し届出が必要な業種

業種	定義及び対象
乳類販売業	直接飲用に供される牛乳、山羊乳若しくは乳飲料（保存性のある容器に入れ、摂氏 11.5 度以上で 15 分間以上加熱殺菌したものを除く。）又は乳を主要原料とするクリームを販売する営業。

注 この表は、共同調理場等との取引に関し、営業上必要になるとと思われる許可・届出の一例を示すものであって、営業上必要となる全ての許可・届出を示しているものではありません。

学校給食物資納入資格業者登録申請書 提出要領

学校給食物資納入資格業者登録の申請に必要な書類の様式及び注意事項を記載しています。記入漏れ、必要書類の添付漏れのないよう注意してください。

様式 1	学校給食物資納入資格業者登録申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書は三原市独自の様式です。三原市の一般的契約における業者登録に係る申請書とも異なりますので注意してください。 ・契約締結、見積、請求等に使用する印鑑を押印してください。 「代表者印」は必ず押印してください。 ・納入を希望する品目と納入を希望する施設が重複する欄に「○」を記入してください。 (例：「野菜（生鮮）」を東部共同調理場、西部共同調理場、本郷幼稚園、田野浦幼稚園に納入希望する場合) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 20%;">品目</th> <th style="width: 10%;">東部</th> <th style="width: 10%;">西部</th> <th style="width: 10%;">北部</th> <th style="width: 10%;">鷺浦小</th> <th style="width: 10%;">本郷幼</th> <th style="width: 10%;">田野浦幼</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>野菜（生鮮）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>果物（生鮮）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	品目	東部	西部	北部	鷺浦小	本郷幼	田野浦幼	1	野菜（生鮮）	○	○			○	○	2	果物（生鮮）						
No.	品目	東部	西部	北部	鷺浦小	本郷幼	田野浦幼																			
1	野菜（生鮮）	○	○			○	○																			
2	果物（生鮮）																									
様式 2	営業規模概況調書	<ul style="list-style-type: none"> ・商号又は名称、営業開始年月日、従業員数、年間売上高、主要販売品目を記入してください。 ・保有している施設設備、車両、機械等について該当するものがあれば記入してください。 ・従業員、施設の衛生管理・健康管理について実施しているものを記入してください。 																								
様式 3-1 3-2	納税証明書（滞納のない証明書） ※ 申請日以前 3 か月以内に証明されたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・三原市財務部税制収納課（本庁 2 階）で証明を受け、様式 3-1（学校給食課提出用）を提出してください。（各支所でも申請できますが、発行までに時間がかかる場合があります。） ・税制収納課で証明を受ける際には、別途「税証明書交付申請書」が必要です。<u>法人の場合は、「税証明書交付申請書」に必ず代表者印を押印</u>してください。<u>個人事業者の場合は、代表者以外の人が窓口で証明を受ける際には「委任状」が必要となり、この場合、代表者印の押印が必要</u>となります。 ・窓口では本人確認を行います。運転免許証などの身分証明書を持参してください。 																								
添付書類	営業上必要とする食品衛生関係法令の許可証、認定証及び食品衛生監視票の写し 給食物資の衛生管理及び健康管理に関する書類の写し（ある場合のみ） 債権者登録申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・営業上許可、届出が必要な事業者は、<u>許可証、認定証の写しを必ず添付</u>してください。<u>この場合は、食品衛生監視票（6年以内に受けたもの）の写しを必ず貼付</u>してください。 ・営業上許可、認定が必要でない業者のうち、衛生管理等を適切に行っていることを証するものとして、次のいずれかの<u>書類がある場合は、写しを添付</u>してください。 <ul style="list-style-type: none"> ①自主点検記録簿（1年以内のもの） ②自社基準の点検記録（1年以内のもの） ③衛生管理及び健康管理に関する記録（1年以内のもの） ・市から給食物資代金を支払うための金融機関口座を登録するために必要となります。<u>登録がない場合のみ提出</u>してください。 																								

三原市学校給食物資納入資格業者登録申請書

年 月 日

三原市教育委員会
教 育 長 様

学校給食の給食物資の納入について、その納入業者として登録をしたいので、関係書類を添えて申請します。なお、裏面の誓約事項を了承したうえで、記載事項については事実と相違ないことを誓約します。

1 申請者

住所又は所在地					
(フリガナ) 商号又は名称					
代表者職氏名	職名		氏名		
電話番号			共同調理場からの見 積依頼書の送付方法 (希望のものに○を してください。)	郵送	
F A X 番号				F A X	
電子メール				電子メール	
登録する印 (契約の締結並びに代金の請求 及び受領に使用するもの)		代表者印 (丸印)		法人印 (角印)	

2 登録品目及び納入希望施設 (納入を希望する品目及び施設の箇所に○印を記入)

No.	品目	東部	西部	北部	鷺浦小	本郷幼	田野浦幼
1	野菜 (生鮮)						
2	果物 (生鮮)						
3	穀類・粉類及び製品						
4	砂糖・調味料・香辛料						
5	豆類・大豆製品・種実類						
6	野菜・芋類 (処理済)						
7	果実類 (処理済)						
8	きのこ・藻類						
9	魚介類						
10	肉類						
11	卵・乳製品						
12	油脂類						
13	その他 (冷凍既製品・ デザート・ジャム等)						

(裏)

誓約事項

- 1 学校給食物資納入資格登録業者として登録された際は、学校給食が児童等の健全な発育と三原市の教育に果たす役割を深く認識し、公正な価格の成立を阻害するための談合や、職員の正当な職務の執行を妨げる不正行為等は一切行いません。
- 2 営業施設の施設設備及び給食物資の衛生管理並びに職員の健康管理には十分に注意します。
- 3 三原市契約規則その他関係規程を遵守し、教育委員会、施設責任者等の指示に従い、誠実に業務を履行します。
- 4 納入物資の数量不足及び規格の不適合が生じたときは、責任を持って善処します。
- 5 万が一、納入した給食物資に異物混入等の異常事態が生じたときは、原因究明、再発防止等について誠実に対応します。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員とは一切関係がありません。
- 7 以上の内容に反したことを理由に、学校給食物資納入資格登録の取消しを受けた場合でも、一切異議を申し立てず、いかなる補償も求めません。

営業規模概況調書

年 月 日

【1 事業内容】

商号又は名称			
営業開始年月日	明・大・昭・平・令	年	月 (年間)
総従業員数	人	うち、給食物資に 関わる従業員数	人
年間売上高	万円		
主要販売品目			

【2 施設設備】

事業所・店舗	棟	室	m ²
工場	棟	室	m ²
倉庫	棟	室	m ²
給食物資の 配送車台数	(冷凍車) 台	(冷蔵車) 台	(その他) 台
主な設備機械 等の名称	(名称) (台数)		
冷凍設備		冷蔵設備	
冷凍室	(室 m ³)	冷蔵室	(室 m ³)
冷凍庫	(台 m ³)	冷蔵庫	(台 m ³)

【3 衛生管理・健康管理】

従業員の検便の実施回数 (年間)	店舗 (工場) 付近の略地図
回	
衛生的環境の整備 (具体的に記入) 例：害虫駆除回数、エアカーテン、 殺菌灯等の設置等	



(学校給食課提出用)

納 税 証 明 書

(滞納のない証明書)

納税義務者

住 所 (所在地)	
氏 名 (名 称)	

使用目的

三原市学校給食物資納入資格業者登録申請 (三原市提出用)

令和 年 月 日以前に納付すべき市税（地方税法の規定により徴収猶予されたものを除く。）について、滞納の税額はありませぬ。
--

本書のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

三原市長 岡 田 吉 弘

(税制収納課控)

納 税 証 明 書

(滞納のない証明書)

納税義務者

住 所 (所在地)	
氏 名 (名 称)	

使用目的

三原市学校給食物資納入資格業者登録申請 (三原市提出用)

令和 年 月 日以前に納付すべき市税（地方税法の規定により徴収猶予されたものを除く。）について、滞納の税額はありませぬ。
--

本書のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

三原市長 岡 田 吉 弘

税証明書交付申請書

三原市長様

窓口に来られた人

年 月 日

住所	町		
フリガナ	生年月日		
氏名	年 月 日生		
【本人確認】	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 老人医療等受給者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 身分証明カード <input type="checkbox"/> 外国人登録証 <input type="checkbox"/> 国家資格証() <input type="checkbox"/> その他()		

どなたの証明が必要ですか

住所 (所在地)	町	番地
フリガナ	丁目	番号
氏名 (名称)	※	生年月日

※ 法人の場合は代表者印等法人印を押印してください。

どの証明が必要ですか (枠内の□に✓(チェック)し必要事項を記入してください。)

証明書の種類		必要な年度	必要数
市民税	<input type="checkbox"/> 所得証明書 (収入所得額の証明)	年度	通
	<input type="checkbox"/> 課税証明書 (収入所得額と税額の証明)	年度	通
	<input type="checkbox"/> 課税台帳記載事項証明書 (課税内容全部の証明)	年度	通
	<input type="checkbox"/> 法人市民税課税台帳記載事項証明書(所在地証明)		通
固定資産税	<input type="checkbox"/> 土地・家屋 評価証明書 (評価額の証明)	年度	通
	<input type="checkbox"/> 土地・家屋 公課証明書 (評価額と税額の証明)	年度	通
	一部を指定する場合	区分	町名
納税証明書	<input type="checkbox"/> 市県民税 <input type="checkbox"/> 法人市民税 <input type="checkbox"/> 国保税	年度	通
	<input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税		
完納証明書	<input type="checkbox"/> 市営住宅入居用 <input checked="" type="checkbox"/> 資格審査用等	年度	1 通
提出先または使用目的	<input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 扶養	取扱者	手数料
<input type="checkbox"/> 住宅入居 <input type="checkbox"/> 奨学金 <input type="checkbox"/> 乳児医療 <input type="checkbox"/> 児童(扶養)手当			
<input type="checkbox"/> 登記 <input type="checkbox"/> 相続 <input checked="" type="checkbox"/> その他(三原市教育委員会学校給食課)			円

委任状

年 月 日

住所
(所在地)

(ふりがな)
氏名
(名称等)

印

(年 月 日生)

私は、 _____ により窓口に行くことができないため、
次の人を代理人として所定の権限を委任します。

代理人

住所

氏名

(年 月 日生)

委任事項

- 市民税・県民税 所得証明書等の交付申請及び受領
(所得証明書・課税証明書・課税台帳記載事項証明書)
- 法人市民税課税台帳記載事項証明書の交付申請及び受領
- 固定資産税 評価台帳(土地・家屋)の交付申請及び受領
- 固定資産税 公課証明書(土地・家屋)の交付申請及び受領
- 納税証明書の交付申請及び受領
- 固定資産 土地・家屋名寄帳の閲覧

様式 4

三原市学校給食物資納入資格登録業者名簿記載事項等変更届

年 月 日

三原市教育委員会

教 育 長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

年度の三原市学校給食物資納入資格登録業者名簿の記載事項等に変更がありましたので、関係書類を添えて届け出ます。なお、記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

変更事項	変更前	変更後
住所又は所在地		
商号又は名称		
代表者職氏名		
電話番号		
FAX番号		
電子メール		
登録する代表者印		
登録する法人印		
許可など		
施設設備		
その他変更事項		
特記事項		

注 変更する事項のみ記載してください。